

第2回太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書

令和7年 月 日

太子町商工会長 あて

所在地

電話番号

事業所名

代表者名

印

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人のみ記載13桁（マイナンバーではありません）

エネルギー価格高騰対策支援金の交付を受けたいので次のとおり誓約・申請します。

誓約書

エネルギー価格高騰対策支援金交付申請にあたり、次の通り誓約します。

（☑をしてください。）

- 太子町内に本店を有し、事業を継続している事業者であり、エネルギー価格高騰の影響を受けていることに相違ありません。
- 交付申請にかかる提出書類全てにおいて、記載内容等は事実と相違ありません。
- 太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 事業活動に必要な許可等を全て有しています。
- 申請に対する虚偽が発覚した場合は、支援金の返還等の指示に従います。

提出書類

- ① エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（本用紙）
- ② エネルギー価格高騰対策支援金申請書類チェックリスト及び記載分
- ③ エネルギー経費（月別使用額）明細書及び領収書のコピー
- ④ 納税証明書（太子町の税金関係を滞納していないことが分かる書類）

申請書提出後、審査を経て不備がなければ、交付決定通知書と請求書を発行します。支援金の振込は請求書提出後、2週間を要しますのでご了承ください。

【流れ】

申請書提出（事業所） ⇒ 審査（商工会） ⇒ 交付決定（請求書郵送）（商工会） ⇒ 請求書提出（事業所） ⇒ 支援金振込（商工会）

第2回太子町エネルギー価格高騰対策支援金
申請書類チェックリスト（商工会非会員用）

<input type="checkbox"/>	<p>1. エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2. 町内に本社又は主たる事業所を有していることが分かる書類の写し</p> <p>【個人事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直近の確定申告書第一表及び決算書（収支内訳書）表面 ② 営業確認が出来るもの（どれか1つ） 営業許可証、取引先からの領収書または請求書、納品書 （事業内容に関連のあるもの） ③ 本人確認書類の写し ※<u>個人事業主のみ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ マイナンバーカード など ④ 納税証明書（太子町の税金を滞納していない事） <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人番号が分かる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書：3ヶ月以内に発行 ② 納税証明書（太子町の税金を滞納していない事） ③ 直近の確定申告書の写し <p>【新規創業者】令和7年3月31日までに開業された方が対象（開業後の経費が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開業届（控え） ② 事業活動の実態が証明できる書類（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務請負契約書、代理店契約書、工事契約書 ・ 出荷伝票、売上伝票 ・ 取引相手から発行された・請求書、領収書、納品書など ③ 納税証明書（太子町の税金を滞納していない事）
<input type="checkbox"/>	<p>3. エネルギー経費（月別使用額）明細書</p>

※申請書以外は、コピーで提出してください。

エネルギー経費（月別使用額）明細書

1. 事業所情報 事業所名（屋号） _____

代表者名 _____

2. エネルギー経費

令和6年4月～令和7年3月のうち任意の月（2ヶ月分）のエネルギー経費（税込）をそれぞれ記入してください

【注意】

- ・ 町内の事業所で事業用に使用したエネルギー経費のみ記入してください
- ・ 町外の支店等のエネルギー経費や事業用以外のエネルギー経費（家庭用等）は対象外です。
- ・ 販売目的に仕入れた燃料等や製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等は対象外です。
- ・ 混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等は対象外です。
- ・ 宛名の不明な領収書は対象外です。（現金で入れたガソリンの領収書等）

	令和 年 月分	令和 年 月分
ガソリン		
重油		
軽油		
灯油		
都市ガス		
プロパンガス		
電気		
その他（バイオディーゼル燃料等） ※事業用の車輛・機械等を動かすための燃料に限る		
小 計	円①	円②
合 計 (必須条件：10万円以上であること)	円 ①+②	

※令和6年4月～令和7年3月のうち任意の2ヵ月間に町内の事業所で事業用に使用したガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金等の領収書のコピーを提出してください。

※すべてのエネルギー経費について発生主義や現金主義等の統一的な会計基準に基づいて算定すれば使用月での選定及び支払月での算定のいずれも認めることとします。

【使用月での算定の例（発生主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は6月分として算定

【支払月での算定の例（現金主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は7月分として算定

※発生主義及び現金主義は統一して申請をお願いします。